平成２７年（再イ）第４号
三重県伊賀市平野城北町144番地
再生債務者　竹澤　広美
1　決議に付する再生計画案　平成27年11月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月３日まで
平成27年11月５日　津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（再イ）第５号
三重県伊賀市千歳1969番地の40
再生債務者　佐藤ニュートン誠こと　ＳＡＴＯ　ＮＥＷＴＯＮ　ＭＡＫＯＴＯ
1　決議に付する再生計画案　平成27年11月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月３日まで
平成27年11月５日　津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（再イ）第１６号
和歌山市鳴神65番地５
再生債務者　則藤　昌也
1　決議に付する再生計画案　平成27年11月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月３日まで
平成27年11月５日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（再イ）第５８号
埼玉県所沢市北所沢町2194番地の12　白水荘205
再生債務者　小野里智樹
1　決議に付する再生計画案　平成27年10月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月７日まで
平成27年11月４日
さいたま地方裁判所川越支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第３３０号
東京都荒川区西日暮里２―29―６―803
再生債務者　山川　紗矢
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年11月４日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１０００１号
福島県福島市南町237―１　カーサ・ウィン101号室
再生債務者　小島　健
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月７日から平成27年12月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２７年（再ロ）第１１号
札幌市豊平区平岸５条10丁目６番28号
再生債務者　大坂谷兼二
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月10日から平成27年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再ロ）第１号
山形県東置賜郡川西町大字洲島572番地
再生債務者　安部美千子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月10日から平成27年12月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（再ロ）第１号
香川県高松市成合町27番地１　スカイコート38Ｂ202
再生債務者　岸　良則
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月３日から平成27年12月10日まで
松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再イ）第７５号
神戸市兵庫区会下山町１丁目１番18―104号
再生債務者　アベルこと　宮村　成福（旧姓大城）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年11月25日まで
平成27年11月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１号
沖縄県中頭郡読谷村字都屋355番地４
再生債務者　松根　弘之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年11月４日　那覇地方裁判所沖縄支部

外国倒産処理手続の承認の取消し

平成２５年（承）第１号
大韓民国ソウル特別市中区南大門路５街631　ＳＴＸ南山タワー
債務者　パンオーシャン株式会社（平成25年７月４日付け決定時の商号ＳＴＸパンオーシャン株式会社）
代表者管理人（外国管財人）　キム・ユシク
1　主文　外国倒産処理手続の承認を取り消す。
2　理由の要旨　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律56条１項３号に定める事由がある。
平成27年11月２日
東京地方裁判所民事第８部

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 27 年 10 月 26 日
国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　石井　啓一

第13条第１号中「別表第三」を「別表第二」に改める。
第14条を次のように改める。
（組合員の種別）
第14条　組合員は、次のように区分する。
一　長期組合員　次号から第５号までに規定する組合員以外の組合員
二　短期組合員　法第72条第２項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員
三　船員組合員　船員保険の被保険者である組合員
四　継続長期組合員　法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員
五　任意継続組合員　法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員
2　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第二号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。
第16条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。
第17条第１項中「第52条」を「第51条」に改める。
第26条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。
第29条第１項中「第１号の２、第４号及び第６項」を「第２号及び第４号並びに第７項」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第２項中「第99条第５項若しくは第７項」を「第99条第６項若しくは第８項」に改め、同条第４項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。
附則第７条第１項及び第９条中「第52条」を「第51条」に改める。
附　則
この変更は、平成27年10月26日から施行し、同年10月１日から適用する。